

議題1 剰余金の処分の件

議案の要領

剰余金の処分を以下のとおりとする。

本議案は、本定時株主総会において当社取締役会が剰余金処分の件を提案する場合には、同議案とは独立して追加で提案するものである。なお、当社は、次期定時株主総会（第95回定時株主総会）以降も、DOE10%以上、かつ、下記イで定まる1株当たり配当額以上の配当額を維持することを目標とする。

ア 配当財産の種類

金銭

イ 1株当たり配当額

第94期末における1株当たり純資産（発行済株式数から自己株式数を控除するほか、企業会計基準適用指針第4号「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」（以下「本指針」という。）に従い算定した数値（ただし、本指針第35項の規定にかかわらず、本指針第34項にいう普通株式に係る期末の純資産額は、貸借対照表の純資産の部の合計額から非支配株主持分を控除しないものとして計算する。）をいう。）の金額（小数点以下切り捨て。以下同じ。）に0.10を乗じた金額（以下「DOE10%相当額」という。）から、本定時株主総会において可決された当社取締役会が提案した当社普通株式1株当たりの剰余金配当金額（以下「会社配当金額」という。）があれば当該金額を控除した金額（会社配当金額がない場合には、DOE10%相当額）

ウ 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき上記イの1株当たり配当額（配当総額は、1株当たり配当額に2026年3月31日現在の当社発行済み普通株式総数（自己株式を除く。）を乗じて算出した金額）

エ 剰余金の配当が効力を生じる日

本定時株主総会の日

提案の理由:

議題1 剰余金の処分の件

本年に公表された自己株式の取得と消却、投資有価証券の一部売却及び配当額修正といった一連の取組みは、企業価値向上への前向きな進展と受け止めております。一方で、中期経営計画の抜本的な見直し及び企業価値向上に向けた特別委員会の設置といった、貴社の本源的価値の顕在化に向けた包括的及び計画的施策は実施されていません。弊社の試算では、賃貸不動産の税引き後含み益考慮後の実質PBRは約0.6倍、また、25/3期の特別利益を除く実質ROEは6.2%と共に低く、昨年5月に修正される前の中期経営計画ROE目標10%を最低限達成すべきであり、さらに踏み込んだ資本政策による純資産の適正水準までの圧縮が必要です。そこで、純資産配当率（DOE）10%（昨年12月末時点の純資産に、本年2月26日に実施した自己株式の取得を考慮した場合で、1株当たり配当金209円）以上かつ累進配当を株主還元方針としていただきたく存じます。

以上